

平成22年2月5日

## 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 —道路橋の保全等を中心として— 《調査結果に基づく勧告》

### ポイント

- 我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備。このうち、道路橋は、道路ネットワークを構成する重要な構造物で設置数も膨大。また、農道橋及び林道橋の多くは生活道路に設置され、道路橋と同様に地域交通ネットワークを形成
- 今後、建設後50年以上を経過する橋梁が急増し、維持管理・更新費用が膨大になる見込み
- しかしながら、適切な定期点検及び補修等が十分に実施されておらず、重大な損傷事例等が発生
- このため、国は、社会資本整備重点計画法等に基づき、社会資本の効率的・計画的な維持管理を推進
- この調査は、社会資本のうち道路橋、農道橋及び林道橋の効率的な維持管理の推進及び安全性・信頼性の確保の観点から調査
- 調査の結果、①ライフサイクルコストの縮減効果の把握が不十分、②定期点検・補修等の実施が不十分、③橋梁の維持管理に必要な基礎データの整備が不十分などの課題
- 調査結果を踏まえ、平成22年2月5日、国土交通省及び農林水産省に勧告

# 調査の背景等

## 背景

### 《橋梁ストックの現状》

- 我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備
- このうち、道路橋、農道橋及び林道橋は、道路ネットワークを構成する重要な構造物で設置数も膨大（道路橋：約15万4,000橋 <橋長2m以上は約68万橋>、農道橋：約3,000橋、林道橋：約5,000橋）【資料1】
- 今後、建設後50年以上を経過する橋梁が急増【資料2】。また、自然環境、社会状況の変化（大型車両の増加等）などにより劣化が急速に進行し、その対策が急務
- 適切な定期点検及び補修等が十分に実施されておらず、重大な損傷事例等が発生【資料3】

### 《道路橋の保全等に係る施策の方向性》

- 国は、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備重点計画を策定し、社会資本の効率的・計画的な維持管理を推進
- 国土交通省は、公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直す「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」（平成15年3月）において、道路管理におけるアセットマネジメントシステムの構築・運用を推進【資料4】

### 《アセットマネジメントの効果》

個々の橋梁の損傷・劣化等を把握 ⇨ 補修等の最適な時期・方法を判定 ⇨ 最も効率的な維持管理計画に基づくライフサイクルコストの最小化・維持管理費用の平準化を実現

## 調査の内容等

- 本行政評価・監視は、①道路橋、農道橋及び林道橋のアセットマネジメントを推進する観点から、ライフサイクルコストを効果的に縮減するための事業の実施状況、②道路橋等の安全性及び信頼性を確保する観点から、定期点検及び補修等の実施状況を調査
- 調査対象：国土交通省、農林水産省、地方整備局(10)、国道事務所等(14)、道府県(9)、市町村(26)

## 主な勧告事項

- 1 橋梁アセットマネジメントの取組（長寿命化対策）の推進
  - (1) 道路橋における長寿命化対策の推進
  - (2) 農道橋及び林道橋における長寿命化対策の取組の推進
- 2 橋梁の安全性及び信頼性の確保
  - (1) 維持管理のための環境整備
  - (2) 点検・補修等の適切な実施



左の観点から具体的な改善策を勧告

勧告日：平成22年2月5日

勧告先：国土交通省、農林水産省

# I 橋梁アセットマネジメントの取組(長寿命化対策)の推進

## 制度の概要等

### 【道路橋】

- 国土交通省は、道路橋の維持管理・更新について、従来の「事後保全」から「予防保全」に転換し、更新時期を平準化し、ライフサイクルコストを縮減するためのアセットマネジメントの取組(長寿命化対策)を推進
  - ① 国土交通省は、平成18年度から直轄道路橋の長寿命化修繕計画を策定中。策定に当たっては、劣化予測や健全度評価、最適な対策方法を検討するために開発された橋梁マネジメントシステムを活用【資料5】
  - ② 地方公共団体は、平成19年度から「長寿命化修繕計画策定事業(補助事業)」により管理する道路橋の長寿命化修繕計画を策定中

## 主な問題点等

報告書P19~26

- 国土交通省では、長寿命化修繕計画による効果(ライフサイクルコスト縮減額等)の把握が不十分。その理由はコスト算定方法等が未確立など
- 地方公共団体(1,829管理者。平成20年12月1日現在)のうち、長寿命化修繕計画を策定しているものは32管理者(2%)のみ。【資料6】その理由は、計画策定のための橋梁点検が未実施(認識不足、財政的制約)、計画策定に必要な人員・技術などの不足

(注) 1 把握した橋梁アセットマネジメントに取り組む24地方公共団体が管理する道路橋(約8%)では、今後20年~100年間で約1兆1,000億円のコスト縮減と試算  
2 全国の地方公共団体が管理する道路橋数(約65万橋)に換算すると、コスト縮減額の総額は50年間で約17兆円強と推定【資料7】

## 主な勧告事項

報告書P26

- 国土交通省は、道路橋の長寿命化対策を推進するため、次の措置を講ずる必要
- ① 直轄道路橋の中長期的なライフサイクルコストの最小化を図るため、引き続き点検データの収集・蓄積を行い、確度の高い劣化予測や最適な補修工法の選定等が可能となるよう橋梁マネジメントシステムの高度化を図ること。
  - ② 地方公共団体と連携・協働し、長寿命化修繕計画による効果(ライフサイクルコストの縮減効果等)を算出するための手法等の検討を進めること。

### 【農道橋】

報告書P49~53

農林水産省は、平成19年度から農道橋などの施設の長寿命化を図るための点検診断事業を実施しているが、その活用状況は低調(全国の農道橋の4%のみ)

**主な勧告事項** ➡ 地方公共団体に対して予防保全的な維持管理の有効性に係る周知等を行い、農道保全対策事業(点検診断事業)の活用の促進を図ること。

### 【林道橋】

林野庁は、林道橋の維持管理に当たって林道改良統合補助事業を実施しているが、調査した25地方公共団体のうち、同事業を活用しているものは2管理者のみで、その内容も長寿命化に関するものなし

**主な勧告事項** ➡ 現に一般に供用されている林道橋については、地方公共団体等とともにライフサイクルコストの縮減に向けた管理手法の導入を検討すること。

## II 橋梁の安全性及び信頼性の確保

### 制度の概要等

#### 【道路橋】

- 道路管理者は、道路法等に基づき、道路を維持・修繕し、常時良好な状態に保つよう努力する必要  
道路橋を適切に維持管理するため、
  - ① 道路法等に基づき道路台帳（橋調書）等を整備
  - ② 道路橋の効率的な維持管理のためにデータベース化の推進が重要
  - ③ 国土交通省は、直轄道路橋について、平成16年度から橋梁定期点検要領（案）等に基づく定期点検及び道路橋の下を通行する第三者のための第三者被害予防措置等を実施。一方、地方公共団体では、一部の道路管理者が独自の要領等に基づき定期点検等を実施



### 主な問題点等

報告書P62～77

- 47道路管理者（14国道事務所、9道府県及び24市町村）のうち道路台帳（橋調書）の整備が不十分：18管理者（6国道事務所、4県、8市町村）【資料8】
- 地方公共団体が構築したデータベースは、内容が区々で道路管理者間における情報の共有が困難
- 47道路管理者が管理する約5万橋のうち、定期点検等を実施した道路橋は53%（うち、市町村分は5%）。第三者被害予防措置を実施した道路橋は57%（うち、地方公共団体分は18%）。中には、定期点検等を実施していない道路橋で損傷事例等が発生【資料9～11】
- 定期点検の結果、補修等が必要な道路橋（約2,700橋）のうち未実施が50%【資料12】



### 主な勧告事項

報告書P76～77

国土交通省は、次の措置を講ずる必要

- ① 直轄道路橋を適切に維持管理するため、道路台帳（橋調書）の整備等を徹底すること
- ② 道路橋の効率的な維持管理のため、地方公共団体と連携し、橋梁のデータベース化などの検討を行った上で必要な情報の共有化を図ること。
- ③ 地方公共団体における定期点検等の実施を促進するため、点検方法、損傷に関する知識の習得などの技術支援を行うこと。

#### 【農道・林道橋】

報告書P116～121

- 農道管理者及び林道管理者は、農道及び林道の管理規程等を定め、適切な維持管理を実施する必要
- ① 橋梁の維持管理に必要な基礎データの整備が不十分
- ② 定期点検等を実施した農道橋及び林道橋はそれぞれ約1割。定期点検等を実施した林道橋において必要な補修等の実施が不十分

### 主な勧告事項

- ・ 地方公共団体（農道管理者及び林道管理者）とともに、台帳等の整備方法、点検手法等を検討すること
- ・ 地方公共団体（農道管理者及び林道管理者）が定期点検等を円滑に実施できるよう必要な情報を提供するなどの支援を実施すること

[本件連絡先]

総務省行政評価局 国土交通担当評価監視官室

評価監視官：安原 英樹（内線：29118）

調査官：高橋 巧（内線：29121）

上席評価監視調査官：楠原 修（内線：22410）

電話（代表）：03-5253-5111 ※

（直通）：03-5253-5455

ファクシミリ：03-5253-5457

インターネット：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_03/hyoukakyoku/message/i-hyouka-form.html](https://www.soumu.go.jp/menu_03/hyoukakyoku/message/i-hyouka-form.html)

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時15分までです。これ以外の時間は、直通電話をご利用ください。